

第 26 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	2	1	8	4	15

(2) 議案の名称

<報告>

報告第 1 号 専決処分について（尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例） … 5

報告第 2 号 専決処分について（訴えの提起（国家賠償請求控訴事件）） … 9

<予算>

議案第 56 号 令和 7 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号） …11

<条例>

議案第 57 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について …13

議案第 58 号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について …23

議案第 59 号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について …25

議案第 60 号 尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例について …29

議案第 61 号 尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例について …37

議案第 62 号 尼崎市空家空地等対策の推進に関する条例について …41

議案第 63 号 尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について …43

議案第 64 号 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について …49

<その他>

議案第65号	物件の買入れについて（市立小中学校の児童生徒用端末）	…51
議案第66号	指定管理者の指定について（尼崎市立休日夜間急病診療所）	…53
議案第67号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）	…55
議案第68号	工事請負契約について（東消防署新築工事）	…57

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定
 その他の事故 2件 268,498円
- ・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結
 工事 5件
- ・ 民事訴訟法による支払督促の申立てから移行する訴えの提起等 1件

第26回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和7年5月定例会>

種 別	報告	番 号	報告第1号	所 管	給与課
件 名	専決処分について(尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例)				
内 容					
1	<p>専決理由</p> <p>令和7年3月3日可決の尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例(令和7年尼崎市条例第6号。以下「整備条例」という。)については、人事院勧告を受けた国家公務員の給与制度の改正を踏まえ、本市職員の給与制度についても国制度を基本とした対応等を行うためのものであるが、その中で、尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号)の改正内容の一部に誤りがあることが発覚した。</p> <p>当該内容については、職員に支給する給与に影響を及ぼすものであり、令和7年4月1日までに整備条例の一部改正を行う必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものの。</p>				
2	<p>専決処分日</p> <p>令和7年3月31日</p>				
3	<p>専決内容</p> <p>整備条例中尼崎市職員の給与に関する条例について、別表第1(行政職給料表)の3級(主事級)に132号給(給料月額363,000円)を追加する。</p>				
4	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例

改正後

別表第1

行政職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,800	218,400	266,200	299,600	357,100	411,300	458,200	514,200
	2	184,900	220,500	267,300	300,900	358,900	413,300	467,200	524,400
	3	186,000	222,600	268,500	302,600	360,700	415,300	475,600	531,300
	4	187,100	224,800	269,600	304,300	362,200	417,300	484,000	536,900
	5	188,300	225,700	270,700	305,600	364,300	419,100	491,600	542,100
	6	189,500	226,600	271,900	306,900	366,100	421,100	498,500	547,600
	7	190,600	227,400	272,700	307,900	368,000	423,000	504,400	551,000
	8	191,700	228,300	274,000	309,200	369,800	424,900	508,800	554,200
9	193,500	229,900	275,100	310,800	371,300	426,700	513,000	557,200	

）

115		306,100	355,100	414,500				
116		306,500	355,500	415,100				
117		306,800	356,000	415,700				
118			356,500	416,200				
119			357,000	416,700				
120			357,400	417,300				
121			357,900	417,900				
122			358,400	418,400				
123			358,900	418,900				
124			359,300	419,500				
125			359,700	420,100				
126			360,200	420,600				
127			360,700	421,100				
128			361,100					
129			361,600					
130			362,100					
131			362,600					
132			363,000					

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	320,600	362,700	396,200	448,000

摘要 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現 行

別表第 1

行政職給料表

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,800	218,400	266,200	299,600	357,100	411,300	458,200	514,200
	2	184,900	220,500	267,300	300,900	358,900	413,300	467,200	524,400
	3	186,000	222,600	268,500	302,600	360,700	415,300	475,600	531,300
	4	187,100	224,800	269,600	304,300	362,200	417,300	484,000	536,900
	5	188,300	225,700	270,700	305,600	364,300	419,100	491,600	542,100
	6	189,500	226,600	271,900	306,900	366,100	421,100	498,500	547,600
	7	190,600	227,400	272,700	307,900	368,000	423,000	504,400	551,000
	8	191,700	228,300	274,000	309,200	369,800	424,900	508,800	554,200
9	193,500	229,900	275,100	310,800	371,300	426,700	513,000	557,200	

）

115		306,100	355,100	414,500				
116		306,500	355,500	415,100				
117		306,800	356,000	415,700				
118			356,500	416,200				
119			357,000	416,700				
120			357,400	417,300				
121			357,900	417,900				
122			358,400	418,400				
123			358,900	418,900				
124			359,300	419,500				
125			359,700	420,100				
126			360,200	420,600				
127			360,700	421,100				
128			361,100					
129			361,600					
130			362,100					
131			362,600					

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料 月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	320,600	362,700	396,200	448,000

摘要 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

<令和7年5月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第56号	所 管	国保年金管理担当
件 名	令和7年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1 債務負担行為 変 更 (単位: 千円)					
事 項	補正前		補正後		
	期 間	限度額	期 間	限度額	
後期高齢者医療制度システム関係経費	令和9年度	3,500	令和9年度	9,358	

<令和7年5月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第57号	所 管	税務管理課												
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について																
内 容																	
<p>1 改正理由</p> <p>地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)の制定に伴い、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 大学生年代(年齢19歳以上23歳未満)である子等と生計を一にする納税義務者において、その子等が一定の所得を超えた場合でも、その子等の所得階層(7段階)に応じて、個人市民税の控除(特定親族特別控除。控除額:最高45万円)を受けられる仕組みを令和8年度から導入する。</p> <p>(2) 法人市民税の特定寄附金税額控除(企業版ふるさと納税)について、現行の令和7年3月31日までの適用期限を3年延長し、令和10年3月31日までとする。</p> <p>(3) 新たな自動車排出ガス規制の適用開始により、50cc原付の新車供給が困難になることから、総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW(50cc相当)以下に制御したバイク(新基準原付バイク)が生産されることに伴い、これに係る軽自動車税種別割の税率を、50cc原付と同額の年額2,000円とする。</p> <p>(4) 加熱式たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法について、現行の「重量及び価格」を用いる方法から、「重量のみ」を用いる方法へと段階的に変更する。</p> <p>【参考:「重量及び価格」を用いる方法と「重量のみ」を用いる方法の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>~令和8年3月31日</th> <th>令和8年4月1日~</th> <th>令和8年10月1日~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重量及び価格(現行)</td> <td>100%</td> <td>50%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>重量のみ(改正後)</td> <td>0%</td> <td>50%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p> <p>ただし、2(1)は令和8年1月1日、2(4)は同年4月1日</p>							~令和8年3月31日	令和8年4月1日~	令和8年10月1日~	重量及び価格(現行)	100%	50%	0%	重量のみ(改正後)	0%	50%	100%
	~令和8年3月31日	令和8年4月1日~	令和8年10月1日~														
重量及び価格(現行)	100%	50%	0%														
重量のみ(改正後)	0%	50%	100%														

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>(所得控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、同項及び同条第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額（同条第6項に規定する基礎控除額をいう。以下同じ。）をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(個人の市民税の申告等)</p> <p>第26条 第17条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに、省令で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第29条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（第27条の3第1項を除き、以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、同項及び同条第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額（同条第6項に規定する基礎控除額をいう。以下同じ。）をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(個人の市民税の申告等)</p> <p>第26条 第17条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに、省令で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第29条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（第27条の3第1項を除き、以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛</p>

金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者をいい、前年の合計所得金額が950,000円以下である者に限る。）で控除対象配偶者（法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいう。）に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。以下同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第19条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第25条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額の控除前の合計所得金額）が基礎控除額以下の者については、この限りでない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第27条の2 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者をいい、前年の合計所得金額が950,000円以下である者に限る。）で控除対象配偶者（法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいう。）に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第19条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第25条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額の控除前の合計所得金額）が基礎控除額以下の者については、この限りでない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第27条の2 略

(3) 扶養親族の氏名

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいう。第5款を除き、以下同じ。）（第35条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者で合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族（法第314条の2第1項第1号に規定する控除対象扶養親族をいう。）で退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者で合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名
(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 法人税法第71条第1項、第7

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいう。第5款を除き、以下同じ。）（第35条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者で合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族（法第314条の2第1項第1号に規定する控除対象扶養親族をいう。）で退職手当等に係る所得を有するものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(3) 扶養親族の氏名
(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 法人税法第71条第1項、第7

4条第1項、第88条（同法第145条の13において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第89条（同法第145条の13において準用する場合を含む。）、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間（同法第71条第1項、第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から6月経過日（当該事業年度（当該法人が同法第2条第12号の7に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。）の事業年度）開始の日以後6月を経過した日をいう。）の前日までの期間とする。以下法人の市民税について同じ。）中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）、第88条又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条及び第33条の12第1項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額（第33条の10第1項において「予定申告に係る法人税割額」という。）、同法第71条第1項、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した

4条第1項、第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間（同法第71条第1項、第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から6月経過日（当該事業年度（当該法人が同法第2条第12号の7に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。）の事業年度）開始の日以後6月を経過した日をいう。）の前日までの期間とする。以下法人の市民税について同じ。）中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）、第88条又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条及び第33条の12第1項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額（第33条の10第1項において「予定申告に係る法人税割額」という。）、同法第71条第1項、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した

申告書（以下この項において「法人の市民税の申告書」という。）を市長に提出し、及びその申告した市民税額（当該市民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合には、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合において、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市民税の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第16項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。

- 8 内国法人（法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下この款において同じ。）又は外国法人が外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は県民税若しくは市民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の地方法人税控除限度額又は同条第2項の政令で定めるところにより計算した金額並びに法第53条第38項の控除の限度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える

申告書（以下この項において「法人の市民税の申告書」という。）を市長に提出し、及びその申告した市民税額（当該市民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合には、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合において、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市民税の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第16項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。

- 8 内国法人（法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下この款において同じ。）又は外国法人が外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は県民税若しくは市民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の控除の限度額で令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で令で定めるもの並びに法第53条第38項の控除の限度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額（令で定める金額に限る。）

金額（令で定める金額に限る。）を第1項（予定申告法人に係るものを除く。）又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除する。

（種別割の税率）

第62条 略

(1) 略

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）
年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下で、かつ、最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 略

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

10 略

(17) 法附則第15条第36項 3分の2

(18) 法附則第15条第37項 2分の1

(19) 法附則第15条第40項 3分の1

(20) 法附則第15条第41項 4分の3

（法人の市民税の特定寄附金税額控除）

25 法人税法第121条第1項（同法第14

を第1項（予定申告法人に係るものを除く。）又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除する。

（種別割の税率）

第62条 略

(1) 略

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 略

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

10 略

(17) 法附則第15条第37項 3分の2

(18) 法附則第15条第38項 2分の1

(19) 法附則第15条第41項 3分の1

(20) 法附則第15条第42項 4分の3

（法人の市民税の特定寄附金税額控除）

25 法人税法第121条第1項（同法第14

6条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成28年4月20日から令和10年3月31日までの間に、認定地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいう。次項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。次項において同じ。)を支出した場合は、同条第1項に規定する寄附金支出事業年度の第33条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第6項又は第7項の規定により申告納付すべき法人税割額(法附則第8条の2の2第4項本文に規定する法人税割額をいう。)から、同項から同条第6項まで及び同条第8項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第4項に規定する控除額を控除するものとする。

(加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例)

45の2 令和8年4月1日以後に第71条第1項に規定する売渡し等が行われた加熱式たばこ(製造たばこ(法第466条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項において同じ。))で第71条第2項第1号オに該当するものをいう。)に係る同条第1項の製造たばこの本数は、同条第4項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第30条の3に規定するところにより算定するものとする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)

72 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンション(以下「特定マンション」という。)に係る区分所有に係る家屋について同項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする区分所有に係る家屋に係る特定マンションに係る申告期間

6条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成28年4月20日から令和7年3月31日までの間に、認定地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいう。次項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。次項において同じ。)を支出した場合は、同条第1項に規定する寄附金支出事業年度の第33条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第6項又は第7項の規定により申告納付すべき法人税割額(法附則第8条の2の2第4項本文に規定する法人税割額をいう。)から、同項から同条第6項まで及び同条第8項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第4項に規定する控除額を控除するものとする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

72 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に

(同項に規定する工事が完了した日から3月以内の期間をいう。次項から附則第73項の3までにおいて同じ。)に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

73 特定マンションに係る区分所有に係る家屋について法附則第15条の9の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による提出をすることができなかつた場合は、同項の規定にかかわらず、その適用を受けようとする区分所有に係る家屋に係る特定マンションに係る申告期間の経過後に、同項各号に掲げる事項及び同項の規定による提出をすることができなかつた理由を記載した申告書に同項に規定する書類を添えて市長に提出することができる。

73の2 特定マンションの管理者等(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等をいう。次項において同じ。)は、その特定マンションに係る区分所有に係る家屋について法附則第15条の9の3第1項の規定の適用を受けようとする者がある場合は、その適用を受けようとする者に係る区分所有に係る家屋に係る特定マンションに係る申告期間内に、同条第2項に規定する書類で当該特定マンションに係るものを市長に提出することができる。

73の3 特定マンションの管理者等は、その特定マンションに係る区分所有に係る家屋について法附則第15条の9の3第1項の規定の適用を受けようとする者がある場合において、前項の規定による提出をすることができなかつたときは、同項の規定にかかわらず、その適用を受けようとする者に係る区分所有に係る家屋に係る特定マンションに係る申告期間の経過後に、同条第2項に規定する書類

省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

73 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の9の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかつた理由を当該申告書に記載しなければならない。

<p><u>で当該特定マンションに係るものに前項の規定による提出をすることができなかつた理由を記載した書類を添えて市長に提出することができる。</u></p>	
---	--

<令和7年5月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第58号	所 管	学びの多様化学校設置準備担当
件 名	尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、令和6年5月に策定した「尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針」に基づき、「尼崎琴葉中学校」を設置するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容 尼崎市立中学校の名称等を定める別表第2に「尼崎琴葉中学校」の項を追加する。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>					

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表第 2		別表第 2	
名称	位置	名称	位置
尼崎市立日新中学校	尼崎市東七松町 2 丁目 1 番 4 4 号	尼崎市立日新中学校	尼崎市東七松町 2 丁目 1 番 4 4 号
尼崎市立尼崎琴葉中学校	尼崎市南城内 1 0 番地 の 2		

<令和7年5月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第59号	所 管	福祉医療課
件 名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>令和6年4月からの国民年金額の引き上げに伴い、兵庫県において福祉医療費助成事業実施要綱を改正し、低所得者の定義における合計所得金額等の基準が令和7年7月から変更される予定となっている。</p> <p>その基準が今後も継続的に変更される見込みであることから、弾力的な対応が可能となるよう、当該基準について、条例規定から規則委任事項に改めるもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>福祉医療費助成事業における低所得者や高齢期移行者医療費助成の対象となる者の要件における合計所得金額等について、「80万円」を「規則で定める金額」に改める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>令和7年7月1日</p>				

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>イ その属する世帯に属する全ての者について、アの実施日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項の総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得（以下「給与所得」という。）が含まれている場合には、当該給与所得の額については、同条第2項の規定により算定された額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定による控除前の額。次号において同じ。）から10万円を控除して得た額（当該額が0円を下回る場合は、0円）によるものとし、所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）に係る所得が含まれている場合には、当該所得に係る雑所得（同条第1項に規定する雑所得をいう。）の額については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>尼崎市長が規則で定める額</u>」として同項の規定を適用して算定された額によるものとする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額を参酌して市長が別に定める額をいう。）がないこと。</p> <p>(12) 低所得者 実施日の属する年度分の市町村民税が課されていない者（市町村の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>イ その属する世帯に属する全ての者について、アの実施日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項の総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得（以下「給与所得」という。）が含まれている場合には、当該給与所得の額については、同条第2項の規定により算定された額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定による控除前の額。次号において同じ。）から10万円を控除して得た額（当該額が0円を下回る場合は、0円）によるものとし、所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）に係る所得が含まれている場合には、当該所得に係る雑所得（同条第1項に規定する雑所得をいう。）の額については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>80万円</u>」として同項の規定を適用して算定された額によるものとする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額を参酌して市長が別に定める額をいう。）がないこと。</p> <p>(12) 低所得者 実施日の属する年度分の市町村民税が課されていない者（市町村の</p>

<p>条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者を含む。)で、当該実施日の属する年の前年(実施日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、当該実施日の属する年の前々年。以下同じ。)の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の額については、所得税法第28条第2項の規定により算定された額から10万円を控除して得た額(当該額が0円を下回る場合には、0円)によるものとする。以下「合計所得金額」という。)(公的年金等に係る所得が含まれている場合には、合計所得金額から同法第35条第2項第1号に掲げる額を控除して得た額(その額が0円を下回る場合には、0円)に当該公的年金等の収入金額を加えて得た額。次条第1項第1号イにおいて同じ。)が<u>規則で定める額</u>以下であるものをいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>イ 実施日の属する年の前年の合計所得金額が<u>規則で定める額</u>以下であること。</p>	<p>条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者を含む。)で、当該実施日の属する年の前年(実施日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、当該実施日の属する年の前々年。以下同じ。)の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の額については、所得税法第28条第2項の規定により算定された額から10万円を控除して得た額(当該額が0円を下回る場合には、0円)によるものとする。以下「合計所得金額」という。)(公的年金等に係る所得が含まれている場合には、合計所得金額から同法第35条第2項第1号に掲げる額を控除して得た額(その額が0円を下回る場合には、0円)に当該公的年金等の収入金額を加えて得た額。次条第1項第1号イにおいて同じ。)が<u>800,000円</u>以下であるものをいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>イ 実施日の属する年の前年の合計所得金額が<u>800,000円</u>以下であること。</p>
--	--

<令和7年5月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第60号	所 管	児童相談所設置準備担当
件 名	尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>児童福祉法等において児童相談所の運営に際し児童福祉審議会の意見を聴くこととされている事項について、尼崎市子ども・子育て審議会にて調査審議を行うにあたり、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 専門分科会の設置</p> <p>ア 児童相談分科会（定数：10人）</p> <p>イ 里親分科会（定数：10人）</p> <p>(2) 調査審議事項の追加</p> <p>ア 児童、保護者の意向が措置と一致しない場合の意見聴取及び被措置児童虐待に対する措置内容の報告に係る意見陳述等</p> <p>イ 里親認定に係る意見聴取及び適否の審査及び里親登録更新に関する報告等</p> <p>3 施行期日</p> <p>規則で定める日</p> <p>ただし、2(1)の改正については、公布の日</p>					

尼崎市子ども・子育て審議会条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項に規定する事項</p> <p>(2) <u>児童福祉法第35条第6項その他の法令の規定により地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の2第3項において準用する同令第174条の26第3項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項第1号から第3号までに規定する事項並びに<u>市</u>における子ども・子育て支援(同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>審議会に臨時委員</u>を置くことができる。</p> <p>(削る)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び第3項に規定する事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項第1号から第3号までに規定する事項並びに<u>本市</u>における子ども・子育て支援(同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p><u>2</u> 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験者</u></p> <p>(2) <u>児童福祉又は学校教育の関係者</u></p> <p>(3) <u>子ども及びその保護者を支援する団体の代表者</u></p> <p>(4) <u>事業主又は労働者の代表者</u></p> <p>(5) <u>市民の代表者</u></p> <p><u>3</u> <u>審議会に</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>特別委員</u>を置くことができる。</p> <p><u>4</u> 特別委員は、<u>学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が教育委員会及び会長の意見を聴いて委嘱する。</u></p>

<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(委嘱)</u></p> <p><u>第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者</u></p> <p><u>(2) 児童福祉又は学校教育の関係者</u></p> <p><u>(3) 子ども及びその保護者を支援する団体の代表者</u></p> <p><u>(4) 事業主又は労働者の代表者</u></p> <p><u>(5) 市民の代表者</u></p> <p><u>2 前条第2項の臨時委員（以下「審議会臨時委員」という。）は、前項第1号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が教育委員会及び会長の意見を聴いて委嘱する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第5条 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が教育委員会の意見を聴いて別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。</u></p> <p><u>2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 審議会臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p><u>第6条・第7条 略</u></p> <p><u>(会議)</u></p> <p><u>第8条 審議会は、委員（議事に関係のある審議会臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>(専門分科会)</u></p> <p><u>第9条 審議会に、次に掲げる専門分科会（以下「分科会」という。）を置き、これらの所</u></p>	<p><u>5 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第4条 委員（特別委員を除く。次項及び次条第2項において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</u></p> <p><u>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>第5条・第6条 略</u></p> <p><u>(会議)</u></p> <p><u>第7条 審議会は、委員（特別委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p>
--	---

掌事務は、それぞれ当該号に定める事項その他市長が必要と認める事項を調査審議することとする。

(1) 児童相談分科会 第2条第6号に掲げる事項(市長が必要と認めるものに限る。)

(2) 里親分科会 第2条第6号に掲げる事項(市長が必要と認めるものに限る。)

2 分科会に属する委員(第4項の規定により分科会に専属委員が置かれた場合にあつては、その置かれた専属委員を含む。)の定数は、次のとおりとする。

(1) 児童相談分科会 10人

(2) 里親分科会 10人

3 分科会に属すべき委員及び審議会臨時委員(以下「委員等」という。)は、委員等のうちから会長が指名する。

4 分科会の所掌事項を調査審議させるため必要があるときは、分科会に専属委員を置くことができる。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、分科会に臨時委員を置くことができる。

6 専属委員は、第4条第1項各号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長及びその属すべき分科会の分科会長の意見を聴いて委嘱する。

7 第5項の臨時委員(以下「分科会臨時委員」という。)は、第4条第1項第1号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長がその属すべき分科会の分科会長の意見を聴いて委嘱する。

8 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、分科会長はその分科会に属する委員のうちから会長が、副分科会長はその分科会に属する委員及び専属委員のうちから当該分科会の分科会長がそれぞれ指名する。

9 分科会長は、その属する分科会を代表し、会務を総理する。

<p>1 0 <u>副分科会長は、その属する分科会の分科会長を補佐し、当該分科会長に事故があるとき又は当該分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>1 1 <u>審議会は、分科会の議決をもって審議会の議決とするものとする。</u></p> <p>1 2 <u>第5条第1項及び第2項の規定は専属委員について、同条第3項の規定は分科会臨時委員について、前2条の規定は分科会について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第1項中「教育委員会の意見を聴いて別に」とあるのは「別に」と、前条第1項中「議事」とあるのは「専属委員並びに議事」と、「を含む」とあるのは「及び次条第5項の臨時委員を含む」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(部会)</p> <p><u>第10条</u></p> <p>2 <u>部会に属すべき委員等は、委員等のうちから会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>部会に部会長及び副部会長を置き、その部会に属する委員のうちから、部会長は会長が、副部会長はその部会の部会長がそれぞれ指名する。</u></p> <p>4 <u>第6条第3項及び第4項、第7条並びに第8条の規定は、部会について準用する。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(意見の聴取等)</u></p> <p><u>第11条 審議会、分科会及び部会は、必要があると認めるときは、審議会にあっては委員等以外の者を、分科会にあってはその属する委員等、専属委員及び分科会臨時委員以外の者を、部会にあってはその属する委員等以外</u></p>	<p>(部会)</p> <p><u>第8条</u></p> <p>2 <u>部会は、会長が指名する委員で組織する。</u></p> <p>3 <u>部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は部会長がそれぞれ指名する。</u></p> <p>4 <u>第5条第3項及び第4項、第6条並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(意見の聴取等)</u></p> <p><u>第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</u></p>
---	--

<p><u>の者をそれぞれその会議に出席させて意見を聴き、又はそれぞれその者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>付 則 (招集の特例)</p> <p>2 最初に招集される審議会は、<u>第7条</u>の規定にかかわらず、市長が招集する。</p>	<p><u>第10条</u> 略</p> <p>付 則 (招集の特例)</p> <p>2 最初に招集される審議会は、<u>第6条</u>の規定にかかわらず、市長が招集する。</p>
---	--

尼崎市子ども・子育て審議会条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(3) 児童福祉法第27条第6項及び第33条の15第3項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条その他の法令の規定により同令第45条の3第4項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項</u></p> <p><u>(4)～(7) 略</u></p> <p>(専門分科会)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 児童相談分科会 第2条第3号に掲げる事項（<u>児童福祉法第27条第6項及び第33条の15第3項に係るものその他市長が必要と認めるものに限る。</u>）</p> <p>(2) 里親分科会 第2条第3号に掲げる事項（<u>児童福祉法施行令第29条に係るものその他市長が必要と認めるものに限る。</u>）</p> <p><u>8 分科会に属する委員等、専属委員及び分科会臨時委員は、その分科会に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p><u>9～12 略</u></p> <p><u>13 分科会に属する委員等、専属委員及び分科会臨時委員は、その分科会において自己又はその配偶者若しくは3親等以内の親族の利害に係る議事に参与することができない。</u></p> <p><u>14 略</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(3)～(6) 略</u></p> <p>(専門分科会)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 児童相談分科会 第2条第6号に掲げる事項（市長が必要と認めるものに限る。）</p> <p>(2) 里親分科会 第2条第6号に掲げる事項（市長が必要と認めるものに限る。）</p> <p><u>8～11 略</u></p> <p><u>12 略</u></p>

<令和7年5月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第61号	所 管	開発指導課
件 名	尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>保育所の隣接地において、中高層建築物（高さが10メートルを超える建築物をいう。）又はワンルームマンション（居室が1つだけの住戸の数が10以上の共同住宅をいう。）が建築されることにより、園庭の日照が妨げられることなどを原因として、保育所の設置者と、中高層建築物等の事業者との間で、近年、紛争が生じる事例がみられる。</p> <p>そうしたことから、事前に中高層建築物等の事業者が保育所等の設置者に、事業概要について説明する場を確保するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>保育所等の近隣において中高層建築物等の計画をしようとする事業者が、その事業計画の作成に着手する前に、当該事業概要について、関係部局と協議の上、近隣の保育所等の設置者に対し説明する規定を追加する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和8年1月1日</p>					

尼崎市住環境整備条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第5章 略</p> <p>第3節 紛争の防止（<u>第26条の2—第29条</u>）</p> <p><u>（保育所等の設置者に対する特定建築等行為の構想の事前説明）</u></p> <p><u>第26条の2 中高層建築物の建築又はワンルームマンションの新築（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所その他の規則で定める施設（以下この条において「保育所等」という。）の運営に関して日影等の影響を与えるおそれがある場合として規則で定める場合におけるものに限る。以下「特定建築等行為」という。）をしようとする者（以下「特定建築等行為事業者」という。）は、その特定建築等行為に係る第23条の規定による開発事業の届出に係る事業計画の作成に着手する前に、当該特定建築等行為の構想をその運営に関して日影等の影響を与えるおそれがある保育所等の設置者に説明しなければならない。</u></p> <p><u>2 特定建築等行為事業者は、前項の規定による説明をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。</u></p> <p>（届出等の不履行に係る指導）</p> <p>第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大規模開発事業者、開発事業者、<u>特定建築等行為事業者又は対象行為事業者</u>に対し、当該手続を行うよう指導するものとする。</p> <p><u>(5) 特定建築等行為事業者が第26条の2第1項の規定による説明又は同条第2項の規定による協議を行わないとき。</u></p> <p><u>(6)～(10) 略</u></p> <p>（工事の着手の延期等の勧告）</p> <p>第45条の2 市長は、大規模開発事業者、開</p>	<p>目次</p> <p>第5章 略</p> <p>第3節 紛争の防止（<u>第27条—第29条</u>）</p> <p>（届出等の不履行に係る指導）</p> <p>第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大規模開発事業者、開発事業者又は対象行為事業者に対し、当該手続を行うよう指導するものとする。</p> <p><u>(5)～(9) 略</u></p> <p>（工事の着手の延期等の勧告）</p> <p>第45条の2 市長は、大規模開発事業者、開</p>

発事業者、特定建築等行為事業者若しくは対象行為事業者が前条の規定による指導に従わないとき又は関係当事者が第30条第3項の規定による勧告に従わないときその他調停の円滑な実施のため必要があると認めるときは、当該大規模開発事業者、開発事業者、特定建築等行為事業者若しくは対象行為事業者又は関係当事者に対し、期間を定めて当該大規模開発事業、開発事業、特定建築等行為若しくは対象行為に該当する行為又は中高層建築物の建築若しくはワンルームマンションの新築に係る工事の着手の延期又は停止を勧告することができる。

(工事の着手の延期等の勧告に係る公表)

第45条の3 市長は、大規模開発事業者、開発事業者、特定建築等行為事業者若しくは対象行為事業者又は関係当事者（以下「大規模開発事業者等」という。）が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該大規模開発事業者等の氏名又は名称、当該勧告の内容及び当該勧告に対する当該大規模開発事業者等の対応の状況その他規則で定める事項を公表することができる。

(適用除外)

第49条 第15条の2から第16条まで、第23条から第26条まで、第45条（第8号から第10号までを除く。）から第47条まで、第51条及び第52条の規定は、法第29条第1項第3号から第11号までに掲げる開発行為については、適用しない。

2 第15条の2から第16条まで、第18条、第23条から第32条の2まで、第45条（第8号から第10号までを除く。）から第47条まで、第51条及び第52条の規定は、次の各号に掲げる開発事業については、適用しない。

発事業者若しくは対象行為事業者が前条の規定による指導に従わないとき又は関係当事者が第30条第3項の規定による勧告に従わないときその他調停の円滑な実施のため必要があると認めるときは、当該大規模開発事業者、開発事業者若しくは対象行為事業者又は関係当事者に対し、期間を定めて当該大規模開発事業、開発事業若しくは対象行為に該当する行為又は中高層建築物の建築若しくはワンルームマンションの新築に係る工事の着手の延期又は停止を勧告することができる。

(工事の着手の延期等の勧告に係る公表)

第45条の3 市長は、大規模開発事業者、開発事業者若しくは対象行為事業者又は関係当事者（以下「大規模開発事業者等」という。）が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該大規模開発事業者等の氏名又は名称、当該勧告の内容及び当該勧告に対する当該大規模開発事業者等の対応の状況その他規則で定める事項を公表することができる。

(適用除外)

第49条 第15条の2から第16条まで、第23条から第26条まで、第45条（第7号から第9号までを除く。）から第47条まで、第51条及び第52条の規定は、法第29条第1項第3号から第11号までに掲げる開発行為については、適用しない。

2 第15条の2から第16条まで、第18条、第23条から第32条の2まで、第45条（第7号から第9号までを除く。）から第47条まで、第51条及び第52条の規定は、次の各号に掲げる開発事業については、適用しない。

<令和7年5月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第62号	所 管	空家対策担当
件 名	尼崎市空家空地等対策の推進に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>人口減少が進む中、空家空地等の増加を抑制することが重要な課題であるため、国では、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正等を進めてきたところである。</p> <p>本市の地域特性を踏まえ、空家空地等対策の取組を所有者等、市、関連事業者、自治会等及び市民活動団体等が連携、協力して推進し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的として、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 空家空地等の発生の予防等（第12条～第14条） 建築物又は土地の登記の未了等、将来において所有者等が不明の空家空地等となるおそれがあるときは、建築物又は土地の所有者等に対して必要な支援等を行う。</p> <p>(2) 空家空地等の適切な管理の促進等（第15条～第18条） 所有者等による空家空地等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供その他必要な支援等を行う。</p> <p>(3) 管理不全類似空家等又は管理不全空地等の所有者等への措置（第19条） 適切な管理が行われていないと認めるときは、生活環境への影響が大きくなる前の段階から助言又は指導を行い、改善されない場合は勧告を行う。</p> <p>(4) 特定類似空家等又は特定空地等の所有者等への措置等（第20条～第25条） 著しい保安上の危険等のおそれがあるとき、助言、指導及び勧告に加え、命令及び行政代執行等を行うほか、早期の段階で危険の周知を行う。また、勧告、命令及び行政代執行をしようとするときは、附属機関に意見聴取する。</p> <p>(5) 尼崎市空家空地等対策審議会の設置（第26条～第31条） この条例等に基づく、勧告、命令及び行政代執行の妥当性について、専門的立場から審議させるため、市長の附属機関として、審議会を設置する。</p> <p>(6) 罰則（第33条） 条例による命令に違反した場合は5万円以下の過料に、報告の求めに対して報告をしない、又は立入調査を拒んだ場合は2万円以下の過料に処する。</p> <p>3 本条例制定に伴う所要の整備（付則） 本条例の施行により、「尼崎市危険空家等対策に関する条例」及び「尼崎市危険空家等対策審議会条例」を廃止するとともに、「尼崎市の環境をまもる条例」について、所要の整備を行う。</p> <p>4 施行期日 令和7年9月1日</p>					

<令和7年5月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第63号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>本市の市営住宅等の入居者資格は、「同居親族等がある者であること」をその要件の1つとしており、尼崎市パートナーシップ宣誓書受領証を保有している者は、同居親族等の要件を満たす取り扱いをしている。</p> <p>この度、現行の尼崎市パートナーシップ宣誓制度から、令和7年6月に尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度へ制度内容が拡充されるため、所要の整備を行う。</p> <p>また、民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の整備を行う。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例</p> <p>(2) 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 「尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領書を保有している者」を「尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を保有している者その他市長が適当と認める者」に改める。</p> <p>(2) 特定公共賃貸住宅の入居者の選考の特例における配偶者に係る記載の削除等を行う。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和7年6月1日</p> <p>ただし、上記3(2)の改正については、公布の日</p>					

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(4) 親族等 親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童、<u>尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（市長が別に定める者に係るものに限る。以下この号において「受領証」という。）（受領証に相当するものとして市長が別に定めるものを含む。）を保有している者</u>その他市長が<u>適当と認める者</u>をいう。</p> <p>(入居者の選考の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする当該入居申込者に係る親族等のうちに18歳未満の児童が3人以上ある者</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(4) 親族等 親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童<u>又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領書を保有している者</u>をいう。</p> <p>(入居者の選考の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする当該入居申込者に係る親族等<u>（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を除く。）</u>のうちに18歳未満の児童が3人以上ある者</p>

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(4) 親族等 親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童、<u>尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（市長が別に定める者に係るものに限る。以下この号において「受領証」という。）（受領証に相当するものとして市長が別に定めるものを含む。）を保有している者その他市長が<u>適当と認める者をいう。</u></u></p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(4) 親族等 親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童<u>又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領書を保有している者をいう。</u></p>

尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(入居者資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>その者と現に同居し、又は同居しようとする親族等（親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領証を保有している者をいう。以下同じ。）があること。</u></p> <p>(4) その者及び<u>その者と現に同居し、又は同居しようとする親族等</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>現にその者と同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</u></p> <p>(4) その者及び<u>現にその者と同居し、又は同居しようとする親族</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。</p>

尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例（第4条関係）

改正後	現 行（第3条改正後）
<p>(入居者資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) その者と現に同居し、又は同居しようとする親族等（親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童、<u>尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（市長が別に定める者に係るものに限る。以下この号において「受領証」という。）（受領証に相当するものとして市長が別に定めるものを含む。）を保有している者</u>その他市長が<u>適当と認める者</u>をいう。以下同じ。）があること。</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) その者と現に同居し、又は同居しようとする親族等（親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童<u>又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領証を保有している者</u>をいう。以下同じ。）があること。</p>

<令和7年5月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第64号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>現在建設中の若草住宅が令和8年4月1日に管理開始予定であることから、公の施設として位置付け、令和8年度からの次期指定期間における指定管理者対象施設とするため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 市営住宅の名称等を定める別表第1に「若草住宅」の項を追加する。</p> <p>(2) 駐車場の名称等を定める別表第2に「若草住宅駐車場」の項を追加する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>規則で定める日</p>					

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表第 1		別表第 1	
名称	位置	名称	位置
金楽寺住宅	尼崎市金楽寺町 1 丁目	金楽寺住宅	尼崎市金楽寺町 1 丁目
若草住宅	尼崎市西川 1 丁目		
別表第 2		別表第 2	
名称	位置	名称	位置
金楽寺住宅駐車場	尼崎市金楽寺町 1 丁目	金楽寺住宅駐車場	尼崎市金楽寺町 1 丁目
若草住宅駐車場	尼崎市西川 1 丁目		

<令和7年5月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第65号	所 管	教育情報システム課
件 名	物件の買入れについて（市立小中学校の児童生徒用端末）				
内 容					
1	<p>買入れの目的</p> <p>G I G Aスクール構想において整備した児童生徒一人一台端末について、令和2年度の整備から6年目を迎え、経年劣化による故障台数が増加していることなどから、市立小中学校の児童生徒用端末の更新整備を行い、教育 I C T環境を適正に維持するもの。</p>				
2	<p>買入れ物件の内容</p> <p>学習者用端末（付属品及び付随する役務を含む。） 33,060台</p>				
3	<p>買入れの方法</p> <p>随意契約</p> <p>※ 事業者の選定にあたっては、兵庫県教育の情報化推進協議会が取り纏める共同調達に係る公募型プロポーザルにおいて、学習者用端末について、応募者からの提案内容を審査し、企画提案書及びプレゼンテーションの評価を技術点、提案価格の評価を価格点とし、追加提案を含む場合は加点を行い、最も得点の高い者を選定した。</p>				
4	<p>買入れの金額</p> <p>1,811,026,800円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
5	<p>買入れの相手方</p> <p>尼崎市下坂部3丁目4番30号 エクシオグループ（株）兵庫総合技術センタ内 日本電通株式会社 神戸支店 支店長 辻田 康秀</p>				
6	<p>納期</p> <p>令和7年8月31日</p> <p>ただし、現行端末に係る役務は令和8年3月31日</p>				

<令和7年5月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第66号	所 管	保健企画課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立休日夜間急病診療所）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立休日夜間急病診療所 尼崎市西難波町6丁目1番9号				
2	指定管理者 尼崎市南塚口町4丁目4番8号 一般社団法人尼崎市医師会 会長 杉原 加壽子				
3	指定期間 令和7年11月1日から令和12年3月31日まで（4年5か月間）				
4	指定理由 休日夜間急病診療所は、休日及び夜間における救急患者に対する応急的な診療等を行う施設であり、その運営には医療に関する幅広い知識、経験が欠かせず、また、その継続性が求められることから、その管理運営にあたり、現在の休日夜間急病診療所において、本施設の運営に必要な知識、経験を有するとともに、執務医師の安定的な確保や、後送病院である二次救急医療機関と円滑な連携を図っている一般社団法人尼崎市医師会を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<令和7年5月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第67号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）				
内 容					
1 提起理由					
(1) 市営住宅の家賃等の長期滞納により当該市営住宅の賃貸借契約を解除した者等に対して、滞納家賃等の支払及び入居する市営住宅等の明渡しとともに損害賠償金の支払を求めるもの。また、名義人の賃貸借契約解除に伴い退去指導を行ったものの、指導に従わない同居人及び他の入居者への迷惑行為を行い契約解除となった者に対して、入居する市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。					
(2) 市営住宅の賃貸借契約を訴状の送達をもって解除する予定の者の連帯保証人に対して、滞納家賃及び損害賠償金に相当する金額の支払を求めるもの。					
2 被告等					
(1) 住宅家賃滞納者等 ※滞納金額等は令和7年3月10日時点の数値					
No.	名義人等	滞納家賃	滞納駐車場 使用料	状況	
1	個人A	698,900円 (23月)	288,500円 (45月)	訴状の送達をもって賃貸借契約を解除する予定。	
2	個人B	786,600円 (35月)	326,667円 (52月)	訴状の送達をもって賃貸借契約を解除する予定。	
3	個人C	636,070円 (17月)	—	賃貸借契約解除済み。	
4	個人D	—	—	個人Cの同居人で、賃貸借契約解除に伴い退去指導するも住宅を明け渡さない。	
5	個人E	—	—	住居内及びベランダで鳩を囲い込むなど、周囲の衛生環境悪化及び近隣住民への健康被害を及ぼしているため指導を行うも、改善が見られないため、賃貸借契約解除済み。	

(2) 連帯保証人

No.	連帯保証人	名義人	状況
6	個人 F	個人 A	連帯保証債務履行通告書不送達。
7	個人 G	個人 B	連帯保証債務履行通告書送達。

<令和7年5月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第68号	所 管	消防局財務課
件 名	工事請負契約について（東消防署新築工事）				
内 容					
1	<p>事業手法 東消防署新築工事について、事業者が設計及び施工を一括して行うDB（デザイン・ビルド）方式により実施する。</p>				
2	<p>工事請負契約の概要 (1) 東消防署新築工事の建設業務 (2) 上記(1)に係る実施設計及び工事監理業務</p>				
3	<p>契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地 株式会社柄谷工務店 取締役社長 柄谷 順一郎</p>				
4	<p>契約金額 1,033,816,300円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
5	<p>契約期間 契約締結の日から令和9年3月14日まで</p>				
6	<p>契約の方法 一般競争入札（総合評価） 学識経験者3名による選定委員会において、入札参加者からの提案内容を審査し、技術提案に関する提案審査点と入札金額から算出した価格審査点を合計した総合審査点が最も高かった株式会社柄谷工務店を代表企業とするグループが最優秀提案者として選定されたため、落札者に決定した。</p>				
7	<p>施設概要</p>				
(1)	事業場所 尼崎市西川1丁目97番の一部				
(2)	敷地面積 約2,277㎡				
(3)	主な建設施設				
	庁舎棟	延床面積	1,541.15㎡（基本設計）		
		構 造	RC造 地上3階建て		
	訓練塔	延床面積	155.40㎡（基本設計）		
		構 造	RC造 地上2階建て		

入札参加者及び開札結果

<入札参加者>

株式会社柄谷工務店 を代表企業とするグループ			
	企業名	代表者名	所在地
代表企業	株式会社柄谷工務店	取締役社長 柄谷 順一郎	尼崎市玄番南之町4番地
構成企業	株式会社徳岡設計	代表取締役社長 徳岡 浩二	大阪府中央区本町橋5番14号
	株式会社黒田建築設計事務所	代表取締役 湖亀 一登	神戸市兵庫区下沢通2丁目1番17号

宮崎建設株式会社 を代表企業とするグループ			
	企業名	代表者名	所在地
代表企業	宮崎建設株式会社	代表取締役社長 宮崎 健一	尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号
構成企業	荻田建設工業株式会社	代表取締役 荻田 孝司	尼崎市平左衛門町18-31
	株式会社三弘建築事務所	代表取締役 池田 裕彦	西宮市本町4番16号
	株式会社ISM一級建築士事務所	代表取締役 増岡 利英子	西脇市水尾町21

<開札結果>

代表企業	入札価格 (消費税等相当額を含む。)
株式会社柄谷工務店	1,033,816,300円
宮崎建設株式会社	1,130,800,000円

上限入札金額：1,155,880,000円 (消費税等相当額を含む。)